



## 【地域子育て活動支援事業】

いわて子ども希望基金とは いわて子ども希望基金（以下「基金」とします。）は、岩手県の少子化対策を一層推進することを目的として平成21年10月に創設した基金です。  
基金の額は10億円で、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」とします。）において管理しています。  
財団では、この基金の運用益等により「地域子育て活動支援事業」等を行っています。

助成の対象事業

- ① 各種講座、フェスティバル、イベント等開催事業
- ② 子育て支援、児童等の健全育成を支援する人材を養成する事業
- ③ 子育て支援、児童等の健全育成活動等のネットワーク化に関する事業
- ④ 子育て支援、児童等の健全育成活動に関する調査研究事業
- ⑤ 防犯・安全等、子育て環境の向上に関する事業
- ⑥ その他子育て支援、児童等の健全育成に資する地域活動を支援する事業

ただし、団体の本来業務や他の公的助成金や補助金がある事業、営利を目的とする事業を除きます。

助成の対象者

助成対象者は、県内に住所又は活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。  
事業実施のために組織された団体（実行委員会方式等）も助成対象となります。

助成額及び助成対象経費

助成額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要と認められる額で、1件あたり5～50万円です。事業の実施に係る経費を対象とします。  
※申請団体等の運営経費や、資産となるようなものの購入は認められません。  
※携帯電話、パソコン、Wi-Fiルーターなど、汎用性の高い機器等を長期間レンタルすることは認められません。

助成の期間

単年度助成が原則で、申請年度内に事業が完了する必要があります。  
ただし、事業の実施効果を高度に発揮させるため、年次計画で実施する事業については、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り、最長3年間（通算）助成を受けることができます。  
※前年度と全く同じ内容で事業を実施する場合は認められません。

助成事業への応募

助成を希望する場合は、所定の期日までに「助成金交付要望書」（様式第1号）を財団に提出していただきます。  
なお、助成についての相談は財団で随時受け付けます。

助成の決定

助成金交付要望書の受理後、「いわて子ども希望基金助成審査委員会」の審査を経て、助成を行うことが適当と認められる事業について、財団が内定の通知（以下「内示」とします。）を行います。  
内示後、助成金交付申請書の提出を受け、審査を行って助成を決定します。  
※応募者全員へ文書にて選考結果を通知しますが、選考理由等に関する個別のお問合せには応じかねますことをご了承ください。

助成金の交付及び実績報告

助成金の交付は、原則事業完了後ですが、必要に応じて前金払いを行います。  
また、事業が完了した場合には、速やかに「助成事業実績報告書」を財団に提出していただきますが、事業にかかる経理簿および原本証明を付した領収書のコピーを添付していただきます。書面審査（場合によっては現地調査）を行い、事業の完了が確認された後に助成金を交付します。  
なお、事業の実績は財団のホームページに掲載し、一般に公表します。

詳細は、財団ホームページ (<https://www.silverz.or.jp>) をご覧下さい。